

墨田区のお知らせ2014.1.21 NO.1735 (毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

すみだと全国の旬間歳時記

●1月25日：日本における最低気温を記録した日
明治35年のこの日、北海道旭川市で、日本における最低気温の公式記録となる-41.0℃を記録した。これは、空中にまいた熱湯が瞬時に凍るほどの寒さである。なお、「東京」観測点では、明治9年に-9.2℃を記録している。

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

●2面以降の主な内容
2面…東京都知事選挙
3・4面…講座・教室・催し・募集

http://www.city.sumida.lg.jp/

安全で安心な暮らしを守るために制定しました 墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例

倒壊や放火などにつながる恐れのある老朽建物等への対策を強化するため、区では、「墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例」を今月1日に施行しました。これにより、所有者等の管理義務が明確に定められるとともに、適正な管理がなされていない場合に、区がより踏み込んで対応できるようになりました。今後も、皆さんの安全で安心な暮らしを守るため、この条例に基づき、危険な老朽建物等への対策を推進していきます。



老朽建物等の適正な管理に向けた環境整備を

区内には多くの木造建物があり、その中には、長い間空き家になっているなどの理由で、適正に管理されていない「老朽建物」もあります。こうした建物は、倒壊などの事故や第三者の侵入による放火等の犯罪につながる危険性があるほか、まちの景観や衛生上も好ましくありません。

これに対して区では、危険な老朽建物などの調査を行い、建物の所有者等へ、状況を改善するよう助言・

指導を行ってきました。しかし、土地や建物の権利関係が複雑で、所有者全員の同意が得られないことなどにより、解決が難しい事例が多くありました。また、区に助言・指導以上の権限がなかったことも、解決を難しくしていた一因でした。

そこで区では、老朽建物等の適正管理について、より踏み込んで対応できるよう、「墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例」を制定し、老朽建物などの所有者等の管理義務や、適正な管理が行われていない場合の措置などを定めました。これに

より、危険な状態の解消に向けて助言・指導を行ったにも関わらず、状態が改善されない場合には、有識者等で構成される「墨田区老朽建物等審議会」の意見を聴いたうえで、改善に向けた命令や、所有者等に代わって区が強制的に必要な措置をとる行政代執行などが可能になりました。

区では、皆さんの安全で安心な暮らしを守るため、この条例に基づいて老朽建物等の管理の適正化に向けた働きかけを強化していきます。

【問合せ】安全支援課安全支援係
公5608-6199

！建物の適正管理は所有者等の義務です

適正な管理が行われなかったために、“瓦・窓ガラス等の飛散”や“建物の倒壊”、“第三者の侵入による放火等の犯罪”などが起こり、他人に損害を与えた場合には、建物の所有者や管理者等が責任を負うことになります。右図のような状態にならないよう、適切に管理しましょう。



老朽建物等でお困りの方へ

老朽建物等の所有者等を対象に、建物に関する登記・相続などの法律問題や、取壊し費用の見積りなどの相談を受け付けています。詳しくは、お問い合わせください。また、近隣に危険な状態の老朽建物等があるなど、区民の皆さんからの情報提供も問合せ先で受け付けています。

危険な老朽建物等に対する区の対応 * 勧告・命令・行政代執行は、「墨田区老朽建物等審議会」の意見を聴いたうえで行います。

